

## 審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市いじめ総合調査委員会
根拠法令等	川崎市いじめ防止対策連絡協議会の設置に関する条例
設置年月日	平成26年10月15日
所掌事務	いじめについて重大事態が発生し、いじめ問題専門・調査委員会から調査報告を受けた市長が必要と認めたときに、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため再調査を行う。
委員数	5人以内
委員の構成	委員は、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
会議公開・非公開	原則公開だが、非公開の場合もある。
非公開の理由	重大事案を扱う調査委員会では、被害者・加害者の個人情報をもとに審議されることが想定され、学校名や個人が特定される可能性があるため。
事務局担当課	こども未来局青少年支援室 電 話 044(200)2344 ファックス 044(200)3931
ホームページアドレス	